

責めず、子どもがいつでも再度、助けを求めることができるように連絡方法や安全確保の方法を丁寧に取り決めておくことが必要である。

6) 子どもの一時保護の時点で非加害保護者と接触する場合

子どもの被害状況が一定明らかとなった場合で、非加害保護者が子どもの安全確保に関与できる可能性がある場合、あるいは既に非加害保護者が子どもの安全に関与している場合、とりあえず、子ども自身の身柄の安全確保を図った上で、非加害者である保護者と接触が可能であれば、面接を行う。

非加害者である保護者は虐待事実を知っていたのか、どのような内容を知っていたか、どのように対処してきたのかの確認と、これまでの家族の生活状況や問題歴を聴き取り、非加害者である保護者に今後の対応の検討を促す。この時に、非加害者である保護者に強い不安や抵抗が起こる可能性は十分に踏まえておく。また時間条件や諸般の状況で非加害者である保護者に接触する前に子どもの保護と移送を行わざるを得ない場合には、保護決定の後に非加害保護者への面接を行う。(後述)

6. 子どもの保護の実施と保護者・親権者への一時保護の告知

子どもの現在の生活の場では子どもの安全が保障されないと判断した場合は一時保護を実施する。子どもに一時保護の説明を行うと共に、すでに非加害者である保護者と接触している場合は、非加害者である保護者に説明し、承認を得る努力をすることが原則となる。しかし一時保護は子どもの安全確保のために児童相談所長が権限によって判断する行政処分行為なので、事前接触によって子どもの安全な保護に支障をきたすおそれがある場合や、調整が難しいと考えられる場合には児童相談所の職権による保護によって子どもの安全確保を優先する。また一時保護の場所についても、保護者側からの強制引き取りや、強引な面会要求の押しかけなどが想定され、子どもの安全と安定にマイナスになると判断される場合には秘匿する。

子どもにきょうだいがおり、共に被害を受けている疑いがある場合には、関係するきょうだい全員を可能な限り保護と調査の対象とする。きょうだい間の性加害・被害が疑われる場合には、加害者からの分離という要件に照らして、加害のきょうだい、被害のきょうだいをそれぞれ客観的な調査が可能な方法で、一時保護やその他の調査設定を検討する。具体的な方法や複数の一時保護先を設定する、一時保護の順序、手法を工夫するなどの課題については、個別の状況に照らして慎重に検討する。

[1]一時保護の経過説明に関する通告者、通告機関の立場

子どもの安全のニーズに関して何らかの養育上の問題がうかがわれるときには、子どもの福祉に係る機関・団体の職務にある者は子どもの安全が脅かされ、権利侵害が生じる危険について早期発見と対応に努める義務を有し、通告することや、子どもの安全確認と安全確保に協力するよう努めなければならないと規定されている。従ってこれらの職務にある者は、通告すること及び児童相談所の調査や対応に協力する法的義務を負っている。

通告義務は事前に保護者にその行為を告知する義務を要求していない。通告を受理した児童相談所は通告者を特定させる情報についての守秘義務を負うことが規定されており、原則的に通告は他の誰への事前告知や承認を受けること無しに速やかに通告し、児童相談所が対応・要請することに協力することが求められている。その結果の子どもの保護は児童相談所の判断権限行為であり、通告者は児童相談所の判断権限には従うのみであって原則的に結果の責任を負う立場にない。

法的には通告者に関する情報は守秘義務により守られている。しかし通告者が子どもの所属する機関であった場合、単純に法律上の守秘義務だけで保護者との対応が進まない事案が多く認められる。なぜなら、多くの場合、保護者は通告が機関から行われたことを十分に推定し得る立場にある。また、そうした機関と保護者の間には一定の信頼関係が前提とされている状況もある。もちろん児童相談所は法的な規定に従い保護者に対して通告者が誰であるか特定させる情報は示さないが、作為による偽証はできない。これは通告者である機関においても同様であり、保護者から「通告したのか」と問われて「していない」と嘘を言うことは許されていないと解される。さりとて「お答えしない」という対応も不信を招き、マイナスとなる危険性が高い。しかも事後の経過によっては、再び子どもの援助の現場となる可能性も含めて考えると、保護者との間に不透明な相互不信や追及の課題を残すことのデメリットも大きい。もしもその後の経過で通告したことが別な情報源から発覚すれば相互不信が決定的になる可能性が高い。従って、そうした経過を考えれば、機関としての通告は保護者の問い合わせがあれば、むしろ自ら、子どもの安全についての疑問があった場合の法的な義務によることとしてそれを認めることが望ましく、そうすることが説明責任を果たす上でも、子どもの安全に

関する判断行為の意味を矛盾なく保護者に提示する上でも最善の対応であることが多いと考える。もちろんこれは一般的な通告者に関する守秘義務の例外的な対応であるので、機関としての判断によって行う課題である。

これらのことを踏まえて、あらかじめ、児童相談所が子どもを保護した直後に、まず学校等が保護者に通告の事実と児童相談所の保護を告げ、直後に児童相談所から保護者に連絡を入れるという手順をとる方法もある。これは児童相談所と通告機関が見解を一致させて行う必要がある。

またもしも後にその事案が家庭裁判所への法的申立て等となった場合には、その経過についての証拠資料として、通告の事実経過は報告される。

通告が個人によってなされた場合、機関とは異なり、個人であっても通告しやすいように、通告者に関する情報は法的にも守秘義務によって守られる。ただし、経過による保護者の推定は一定範囲で可能であり、「～が通告したのか」と児童相談所が問われることはあり得る。これについて児童相談所は一貫して「法的義務によりお答えしない」と対応するのみである。この対応は機関による通告の場合も原則同様である。

通告後の事実経過は保護者との相談経過に入った段階で通告後の事実経過の内容は相談機関に守秘義務が課せられる相談情報になるので、通告者には報告されない。ただし、要保護児童対策地域協議会の関係機関情報としては一定の現状報告は共有可能である。また、少なくとも通告が法的にも子どもの安全の為に正しい行為であったこと、また、通告による調査によって、虐待の危険性が否定された場合には、虐待の危険性が確認されなかったという事実と、それでも通告行為は正しい行為である、ということだけはフィードバックされることが望ましい。

[2]親権者・保護者への一時保護の告知

一時保護は親権者の権利を制限行政処分であり、行政法上の不服申立(不服審査請求)の対象となるため、子どもを一時保護したら速やかに親権者への告知が必要となる。共同親権者あるいは共同の保護者によって養育されている子どもに虐待が疑われる場合には、この時点で非加害者であると思われる保護者にも、虐待が疑われる保護者にも共通して書面と面接による性的虐待の疑いによる子どもの一時保護の告知と説明が設定されることになる。

通常は電話で保護者と連絡を取り、子どもを保護下に置いたことをまず告知する。次に具体的な経過内容については面談による説明を用意するが、直ぐに応じられるか、保護者の都合を尋ねる。

保護者がすぐの面談を拒否したり、キャンセルした場合には速やかに文書による通知を行うこと。

面談は父母双方に設定されるが、個別に実施するか、父母同席で実施するかは事案と状況に応じて設定する。通常の優先順位は臨床的な援助の有効性からまず、非加害保護者との接触が優先され、加害者とは別に個別接触が図られる。加害者もまた個別に接触が図られ、その後に調整の上で共同親権者として、共通の保護者としての同席面接の設定が検討されるのが原則的に妥当である。

性的虐待の事実は保護者間においても通常は秘密にされてきた問題であり、当事者間の利害対立の深刻さもあり、いきなり同席で面接した場合、それぞれが当惑や混乱の中で相手への感情や事態の複雑さに

立ち往生してしまう危険性が高い。また DV 問題や加害者側の支配性が子どもや非加害保護者へ及んでいるような家族関係の場合、同席においては非加害保護者が加害保護者に支配されて望まない意思表示をせざるを得ないことも想定され、別々の接触が望ましい。

面談の場所は事態の推移を適切・安全に推移させるため、通常児童相談所に設定する。保護者によっては自宅や指定する場所への訪問を要請する場合があるが、それ自体が面接設定の主導権争いの交渉ごとになっている場合があり、不測の事態の想定も含めて児童相談所等、公的な管理下にある場所で面接を設定することが必要である。

例外的な事例として保護者の下に他のきょうだいがおり、一時保護の告知と共にそのきょうだいの安全確認が必要な場合に、保護者の居る場所に職員が出向いてきょうだいの安全確認を実施し、場合によっては保護も検討しなければならない事案があり得る。この場合には警察署長への援助要請による警察官の同行援助によって家庭訪問等を実施することを検討する。

一時保護の告知における共通事項は以下の通りである。

1) 一時保護の告知における共通事項

- ① この一時保護は児童福祉法第33条にもとづく、性的虐待の疑いによる子どもの安全確保と慎重な調査のための保護であり、児童相談所長の判断権限で行われる行政処分である。
- ② 子どもの安全と安定を図り、調査の公平性を確保するため、誰からの影響も一旦排除・遮断した上で調査を行う。期間は概ね3週間を標準的な期間と考えている。
- ③ 子どもへの調査の進展と並行して保護者、関係者への調査を進める。
- ④ 子どもの状態、調査の進展状況は随時保護者に必要、可能な範囲で知らせる。
- ⑤ 子どもの被害状況の内容によっては警察への通報・告発もあり得る。
- ⑥ 保護者・親権者は一時保護の行政処分に対しては行政不服審査請求を行う権利がある。(書面で内容を周知・確認)

この他、一時保護の告知面接では、子どもの虐待の疑いを児童相談所が知るに至った経過やその確認内容、保護の判断経過とその理由について、通告者を特定しないように配慮して介入の説明を行い、臨床的な援助としてに妥当性があると考えられる保護者としての考えや意見、感情を聴き、子どもの現状、児童相談所の考え、今後の見通しと可能性等を伝えることになるだろう。これらは当面の対応についての告知と接触であって、事後の対応についての詳しいやりとりは別の機会となる。

なお、一時保護決定通知と行政不服審査請求についての告知は書面でも提供されなければならない。

多くの場合、突然の職権保護と性的虐待の疑いの告知は保護者や家族・親族に強いショックと反発を引き起こし、かつ子どもとの接触の一方的遮断や場合によっては一時保護の場所も秘匿される状況は、保護者には容認し難く、怒りを招くため、やりとりは激しい対立となることも多い。保護者に不穏な動きが予想される場合には、事前に所轄警察に一般警察活動としての援助依頼をしておくと共に、退去勧告、退去命令に基づく警察への出動依頼も検討しておく。

2)一時保護についての告知面接の手順 保護者を別々に同時面接する場合

- ① 面接対応は複数で行う。
面接は主担者の他、子どもの保護に立ち会った者 子どもを担当する心理司等の参加を検討
- ② 保護者を分けて面接する場合には同時に行うか、いずれかを先にするか設定
幼い子どもを同行するとか、
いずれかの保護者が大幅に時間がずれて来所する場合等様々な場合があり得る。
ほぼ、同時に来所する場合には非加害保護者の面接の段取りを中心に設定を検討する。
- ③ 全体の時間設定、刻限見込みをあらかじめ設定
- ④ 保護者が興奮して暴力を振るう等の危険がある場合にはその対応手順も事前確認

面接担当者 ①

いずれかの保護者に電話で連絡・招致

基本的には非加害保護者を優先的に扱うべきである
もうひとりの保護者には誰が連絡手配するか確認して対応
保護者が一緒に来るか別々に来るか
誰誰で来るか
いずれか一人だけが来るか確認

所内待機スタッフ

場所・時間設定 担当の動き確認 警察への事前連絡等の検討

面接の状況によっては

面接担当者 面接内容・手順の打ち合わせ

同行した子どもの相手

■面接を分けて同時並行する場合 保護者来所と同時に別々に面接案内

警察の手配

不穏行動の阻止に待機

面接担当者 ① ②

非加害保護者と面接
一時保護の経過説明と事情聴取

面接担当者 ③ ④

虐待を疑う保護者と面接
一時保護の経過説明と事情聴取

同行した子どもの安全確認
が必要な場合には別に設定

面接応援者 ⑤

面接担当者 ② ④

面接応援者 ⑥ :打ち合わせの間応援

それぞれの面接の動向を途中で情報交換 打ち合わせる

面接を分けた場合には最後まで別で行うか最後に一緒にするか

別々に帰宅するか一緒に帰るかなどの人の動きと面接設定を打ち合わせる

この間に主担当者は双方の面接にどのように関わるか調整する

所内待機スタッフ

保護者が興奮して

子どもとの面会を主張して帰ら

ない等の事態になった場合

不穏行動の阻止に待機・対応

警察の出動依頼判断

一時保護の書面通知 と 不服審査請求権告知
個々に行くか、書面通知は世帯主のみに行くか
主担当者が行くかも決める

面接終了

以後の連絡方法 窓口となる担当者確認

退去勧告

退去命令

3)子どもの一時保護についての告知面接の手順 保護者を連続的に別に面接する場合

① 面接対応は複数で行う。

面接は主担者の他、子どもの保護に立ち会った者 子どもを担当する心理司等の参加を検討

② 保護者を分けて面接する場合には同時に行うか、いずれかを先にするか設定

幼い子どもを同行するとか、

いずれかの保護者が大幅に時間がずれて来所する場合等様々な場合があり得る。

ほぼ、同時に来所する場合には非加害保護者の面接の段取りを中心に設定を検討する。

③ 全体の時間設定、刻限見込みをあらかじめ設定

④ 保護者が興奮して暴力を振るう等の危険がある場合にはその対応手順も事前確認

面接担当者 ①

いずれかの保護者に電話で連絡・招致

基本的には非加害保護者を優先的に扱うべきである
もうひとりの保護者には誰が連絡手配するか確認して対応

保護者が一緒に来るか別々に来るか
誰誰で来るか

いずれか一人だけが来るか確認

場所・時間設定 担当の動き確認 警察への事前連絡等の検討

面接担当者 面接内容・手順の打ち合わせ

■面接を連続的に別に行う場合

保護者来所と共に先の面接者を面接室に案内 場合により次の面接者も別の面接室に案内

所内待機スタッフ

面接の状況によっては

同行した子どもの相手

警察の手配

不穏行動の阻止に待機

面接担当者 ① ②

非加害保護者と面接

一時保護の経過説明と事情聴取

面接応援者 ③+α

待機する面接者の反応に待機

同行した子どもの安全確認

が必要な場合には別に設定

面接の動向をチームで情報交換 対応確認

虐待を疑う保護者と面接

一時保護の経過説明と事情聴取

面接の動向をチームで情報交換 対応確認

面接を最後に一緒にするか

別々に帰宅するか一緒に帰るかなどの人の動きと面接設定を打ち合わせる

一時保護の書面通知 と 不服審査請求権告知

個々に行うか、書面通知は世帯主のみに行うか

主担当者が行う

所内待機スタッフ

保護者が興奮して

子どもとの面会を主張して帰ら

ない等の事態になった場合

不穏行動の阻止に待機・対応

警察の出動依頼判断

退去勧告

退去命令

面接終了

以後の連絡方法 窓口となる担当者確認

4)子どもの一時保護についての告知面接の手順 保護者を同席面接する場合

- ① 面接対応は複数で行う。
 面接は主担者の他、子どもの保護に立ち会った者 子どもを担当する心理司等の参加を検討
- ② 保護者を分けて面接する場合には同時に行うか、いずれかを先にするか設定
 幼い子どもを同行するとか、
 いずれかの保護者が大幅に時間がずれて来所する場合等様々な場合があり得る。
 ほぼ、同時に来所する場合には非加害保護者の面接の段取りを中心に設定を検討する。
- ③ 全体の時間設定、刻限見込みをあらかじめ設定
- ④ 保護者が興奮して暴力を振るう等の危険がある場合にはその対応手順も事前確認

面接担当者 ①

いずれかの保護者に電話で連絡・招致

基本的には非加害保護者を優先的に扱うべきである
 もうひとりの保護者には誰が連絡手配するか確認して対応
 保護者が一緒に来るか別々に来るか
 誰誰で来るか
 いずれか一人だけが来るか確認

所内待機スタッフ

場所・時間設定 担当の動き確認 警察への事前連絡等の検討

面接の状況によっては

面接担当者 面接内容・手順の打ち合わせ

同行した子どもの相手

保護者が揃って来所し、分離しての面接が困難な場合 後に分離を試みる

警察の手配

不穏行動の阻止に待機

面接担当者 ① ②(非加害保護者対応) ③(虐待者対応) + 面接応援者

非加害保護者 虐待を疑う保護者と同席面接

同行した子どもの安全確認

が必要な場合には別に設定

一時保護の書面通知 と 不服審査請求権告知

面接応援者 ④+α

面接の動向をチームで情報交換 対応確認

スタッフが協議中に面接者の対応

可能であれば保護者を別々に面接 主として非加害保護者の面接設定

面接担当者 ① ②(非加害保護者)

分離面接が難しい場合には後日の呼び出しを告知 別に事情を聴きたいと伝える

非加害保護者と面接

③(虐待者対応) + 面接応援者

所内待機スタッフ

一時保護の経過説明と事情聴取

虐待を疑う保護者と面接

保護者が興奮して

一時保護の経過説明と事情聴取

子どもとの面会を主張して帰ら

面接の動向をチームで情報交換 対応確認

ない等の事態になった場合

面接を最後に一緒にするか

不穏行動の阻止に待機・対応

警察の出動依頼判断

別々に帰宅するか一緒に帰るかなどの人の動きと面接設定を打ち合わせる

面接終了

退去勧告

以後の連絡方法 窓口となる担当者確認

退去命令

7. 非加害者である保護者への関わり

[1]性的虐待における非加害保護者

性的虐待における非加害保護者との接触は、子どもの保護の時点か、一時保護の告知の場面で持たれるが、性的虐待の対応における非加害保護者は以下の点から、その他の虐待とは異なる特別な存在であり、またそのためのアプローチが必要となる。

1) 子どもの支援における重要人物である

被虐待児の以後の援助において、最も予後に影響力のある人物が非加害保護者である。非加害保護者が子どもの被害の訴えを信じ、子どもの支援者となる場合、被虐待児は短期に適応的な安定を得やすくなることが報告されている。これに対して非加害保護者が子どもの訴えを信用・支持せず、加害者の肩をもつ姿勢を見せる場合、被虐待児の予後が極めて不安定となることも指摘されている。これらの兆候は性的虐待被害を訴えた子どもがその後の人生で、家族との安全な絆を維持できるか、失うかの観点からみればその落差は明らかである。従って、非加害保護者の子どもへの共感と支援協力を得ることが子どもの回復と適応において極めて重要となる。

2) 性的虐待における第二の被害者である

非加害保護者は性的虐待に関して、被虐待児に次ぐ第二の被害者である。家族の信頼関係において非加害保護者は加害者と子どもに、隠された秘密の関係によって裏切られていたことになる。加害者と子どもの共謀関係の色彩が強くなるに従い、非加害保護者は加害者と共に子どもに騙されていたことを感じ、また伴侶を子どもに奪われたという認知を持つ場合、子どもはライバルともなり得る。年長者による搾取とマインド・コントロールによる子どもの支配という事態を理性的に理解したとしても、感情的には被虐待児をすんなりと受け入れ難い複雑な感情を抱かざるを得ないことも、非加害保護者が子どもの支援者になりにくいひとつの要素である。この観点から、児童相談所は早期から非加害保護者を支援する体制と働きかけを開始することが重要となる。

3) 子どもの生活を最もよく知る関係者である

非加害保護者が子どもと生活を共にしていなかった場合を除いて、多くの非加害保護者は子どもの成長を見守り、子どものあらゆる人生の立会人である。子どもが毎日どんな生活環境や人間関係の中で育ってきたのか、性的虐待の発生～進行過程を子どもがどのように生き延びてきたのか、重要な事柄は非加害保護者がもっともよく知る立場であったことが多いはずである。*)

*) 残念ながら、いくらかの非加害保護者は子どもの養育においてはネグレクトの状態にあって、子どもの状況、安全に関して重要な役割を果たせていなかった場合がある。しかし、そのことを非加害保護者が認めて子どもの為に何かをしようとするか、自分の保身と言い訳に走って子どもを見捨ててしまうかは、重大な分かれ目である。また子どもたちは非加害親の放任に強い怒りや恨み、あきらめの気持を抱いていることも明らかに認められるが、反対に非加害親の気付きと保護を強く求め続けている気持があることもまた事実である。事態についての短絡的な感情移入や共感的解釈は禁物である。

こうした非加害親の放任においては虐待加害者となった保護者こそが重要な愛着の対象であり、真の保護者であった経過が多くの子どもに認められる(虐待加害者側の動機はもっと複雑であったとしても)。子どもたちは基本的に本当の「保護者」であった虐待者の「親」の部分に強い愛着と信頼を寄せてきたのであり、虐待者の「加害者」の部分だけを忌避しているが、「自分を放ったらかしにしてきた非加害親よりはまし」と感じてきた子どもたちもかなり存在しているとこに性的虐待問題の複雑さがある。

4) しばしば DV 被害や過去の被虐待経験者である

性的虐待が身体的虐待などの暴力的支配の延長線上でしばしば生じることも含め、性的虐待が家族内で発生する背景に、パートナーとの DV 問題が先行して潜在していることがある。また子どもの性的虐待がかなりの程度、家族内では暴露されている状況にあるのに、あるいは子どもからの初期の助けの求めが非加害保護者に対して発せられていたにもかかわらず、それに適切に反応できないでいたり、無視したり、逃避的に扱ってしまった経過を持っている保護者もある。これらの保護者の過去には自分自身の被害体験があり、中には共通の加害者からの無力化を受けている場合もある。保護者である限り、自身の被害の有無に関わらず、子どもを守るかどうかの責任性は一義的に保護者に要請される課題であるが、こうした特殊な状況下で子どもを合理的に守ることは困難であり、保護者自身がまず自分についての援助を受けて、自身が巻き込まれてきた事態から自由になる必要がある。

以上の観点から性的虐待における非加害保護者は子どもにとって極めて重要な人物であり、子どもの支援者にとっても極めて重要な存在である。したがって接触の早期から、非加害保護者への個別的な支援の展開が重要であり、性的虐待への適切な対応のための情報提供と共に、非加害保護者を支援する体制が重要となる。

5) 日本の性的虐待対応における非加害保護者に関する特異性

日本の性的虐待対応においては、加害者の生活環境からの排除がなかなか進まない。多くの事例では子どもだけが保護され、保護者と家族はそのまま残される。従って非加害保護者も伴侶が加害者であると疑われる場合にも、そのまま夫婦として生活し続けることがしばしばであり、そのために非加害保護者が被虐待児に寄り添うことに重大な障害となる。

子どもの分離介入の初期にはショックを受けながらも被虐待児に強い同情と援助の姿勢を見せつつあった非加害保護者が、その後の時間経過と共に加害者との関係修復に傾き、保護された子ども以外の家族の生活の継続維持が優先されて、被虐待児との関係が疎遠になっていくという経過は、日本の性的虐待事例では、しばしば典型的に繰り返されてきた。

被虐待児の支援において非加害保護者を重要なキーパーソンとするために当初からの非加害保護者むけの情報提供と支援の働きかけ、パンフレットの準備や残された家族を含む支援枠組みの構築が課題である。

[2]非加害保護者との初期接触での留意点

1) 加害を疑われる人物とは分離した接点の確保

現時点でDV被害が疑われる場合はもちろんであるが、そうでなくても非加害保護者は子どもへの性的虐待加害者からの第二の被害者でもあり、加害を疑われる人物とは分離した形での接点と支援が必要である。

2) 虐待の事実の告知と保護者の認知状況

調査から確認されている虐待についての事実情報を伝え、非加害保護者は子どもの虐待状況をどの程度、感じたり知ったりしていたのか、また全く知らないとして、どのように知り得ない立場に置かれていたか、そのことを疑ったり、考えたり、また事実を知ったときのショックや感情について丁寧に状況を聴くことが必要である。援助者はまず、非加害保護者の被害の状況、回復と修復のために必要な支援ニーズの評価を行うことと、そのための援助関係の構築が必要である。また、同時に子どもが説明している被害状況の裏づけ確認や、家庭状況における全般的な子どもの安全確保の程度の評価ともなり、他のきょうだいの安全に関わる重要な情報評価も行うことが必要である。

3) 今後の支援のための情報提供と協力要請

子どもへの性的虐待がどのように子どもに起こり、子どもにとってどんなダメージを与え、その回復の為にはどのような配慮と援助が必要か、当面予想しておく課題、援助機関がとろうとしている方針やそのために保護者があらかじめ知っておいた方がよい事柄、手続き、将来的に考えられる課題は何か、そのために非加害保護者の協力がどのように求められるか、などについての情報提供が必要である。これは初期場面の混乱したやりとりにおいて口頭で伝えることは不適切であり、冊子などの印刷物として保護者が時間をかけて、随時、読んだり確認したり次への展望を持つために役立てられるように作られていることが必要である。

4) 継続的な接触とサポートの提供

非加害保護者とは初期から継続的に接触できるように日程調整を含めた準備と働きかけが必要である。ただし、子どもとの直接の接触はすぐには設定出来ないことが多く、そのことから対立や駆け引きが生じて関係がこじれることもある。粘り強く接触を続け、説明と説得、支援を継続させることが重要である。重要な観点は、非加害保護者自身の傷つきへの配慮と、子どもの安全に関する心配の共有である。非加害親が性的虐待の疑いや子どもの告白内容に不信感を表明し、子どもの告白に否定的な態度をとる場合には、よほど子どもの側の確信の強さとサポート体制が確保されていない限り、調査段階での子どもとの接触は制限せざるを得ない。

8. 虐待者との面接(虐待事実の確認・告知)

多くの場合、虐待者はなかなか面接に応じなかったり、応じたとしても虐待を否認したり、認めたととしても一部分だけであったり、曖昧な態度を取ることが多く、性的虐待問題や子どもの安全について正面から向き合って話し合うことが難しいことが多い。性的虐待行為を行う者の中には明らかに性的虐待に限らない性犯罪的行為に関与している者も含まれる可能性が高い。また中には非加害保護者を経済的・情緒的あるいは暴力的に支配・操作して(DV問題の重複もあり得る)、児童相談所との駆け引きを試みたり、子どもや家族についての調査を妨害したりするような行動に出る人物もある。一時保護の告知と説明の初期対応場面で、詳しい一時保護の理由・内容は面接してから伝えることで、保護者が加害行為を疑われる場合には接触する機会となる。ただそれ以降はなかなか接触できない場合も多い。また加害者が子どもの保護者でない場合、あるいは非加害保護者や子どもの家族が、児童相談所と加害者の接触を強く拒む場合、なかなか加害者と接触できないこともあるが、事実の告知と事態の確認のためには加害者との接触は重要である。

児童相談所は犯罪捜査機関ではないので、加害行為について厳しく追求したり問いただしたりすることはしないが、子どもの身に何があったかについての事実を明らかにして、子どもの安全についての曖昧な妥協はしないことを明示する。また必要なら随時警察に相談することもあることを告知しておく。

児童相談所が把握した加害行為の具体的内容は、加害を疑う人物には告知して、その内容を認めるのか否認するのか、否認するなら、子どもはなぜそういうことを訴えなければならなかったと思うのか、尋ねる。ただし、日時と場所の特定に関しては、もしも刑事告発があり得ることを想定するなら明示しない方が良い場合もある。虐待者への刑事告訴・告発が同時並行して動き始めた場合には、児童相談所の調査と警察の捜査が不適切に干渉を起こさないように調整をすることが必要となる場合もある。

一時保護の告知説明を非加害保護者と同席で行うか、別々に行うかは、個々の事例状況に即して行うとしても、非加害保護者が同意するなら、一時保護の告知面接の終わりには、関係者が揃ったところで概要確認と今後の予定確認をすることが適当かもしれない。もちろん、保護者が興奮してやり取りが冷静に出来ない状態になった場合には可能な範囲での対応しか出来ない。

(補足的な事項)

虐待を疑われる加害者によっては、子どもにとって唯一の世話をする人、子どもの困った状況について助けてくれる人といった、ネグレクト状況の中での援助者、愛着の対象者となってきた人物が含まれる。この場合、子どもにとっては、生活の中で最も頼りになり、依存対象である人物が同時に性的加害行為をしていたという状況がある。従って、子どもにとっての加害者はその行動すべてが加害性を持つばかりではないので、その実態、加害者が子どもに対して持っていた関係の全体像を把握することも、子どもへの支援上、重要な情報となる。

虐待を疑われる加害者へは、性的虐待の疑いがあるという事実、及びそうした疑いを持つに至った経過をできる限り率直に伝えることが必要である。その上で、虐待行為を疑われる当事者からの話を聞いていかねばならない。こうした調査面接における加害者の反応はさまざまであり、「子どもが嘘をついている」などとして事実を全面的に否認する場合や、家族同士の「スキンシップ」を誤解していると主張する、「性的な愛撫はあったが性器への接触はなかった」「子どもは性的行為と考えたかもしれないが自分にはそのようなつもりはなかった」「性教育のつもりだった」「子どもがそうして欲しいと求めたから応じた」など行為や意図、責任を減弱し、一部のみ認める場合も多い。このような場合、面接者は、刑事捜査としての尋問をするのではないので、児童相談所がどういった理由で性的虐待の疑いによる対応に至ったかを説明し、また、そうした虐待行為が子どもの状態にどのような影響を及ぼし、さらに将来的に子どもにどのような精神的状態や行動上の問題が生じると危惧されるか^{*)}を説明し、そうした行為の不適切さを説明し、理解させる必要がある。さらに、虐待が疑われると判断した場合には、その行為は犯罪行為であること、被害児の安全を守るためには子どもとの接触は認められないことなどを毅然とした態度で告げる必要がある。

^{*)} 性的虐待加害者への性的虐待被害の影響について、どのように情報提示するかは別に検討を要する。1-⑤など参照。

9. 一時保護後の子どもへの援助 :被害確認作業まで

子どもを一時保護したら、まず子どもの分離保護のショックを受けとめ、安全・安心の実感を保障し、^{*}その上で性的虐待、および全般的な虐待被害についての身体医学診察、および法的な被害確認面接(詳細は後述)、心理診断評価、精神医学的評価、行動観察等を行って以後の援助を進めていく基礎とする。

^{*} 可能なら入所当初は個室対応を検討する。同時に個別の対人援助が必要。

[1] 一時保護後の子どもの反応と対応

これまでの経過、家族の関係性等を確認し・整理し、今後についても子ども自身の意向を確認しながら、どうすれば、子どもの安全を守れるのか話し合う。

一時保護による安全が実感でき、安心できる環境であることが信じられれば、さらなる被害事実が語られることも、家族への思いがより克明に明らかになる場合もある。同時に一線を越えてしまった悔いや将来への不安、うわべだけであったにしろ、家族のまとまりや絆を失ったことの悼みが子どもにのしかかる。こうした経過の中で、新たな告白と共に虐待事実の告白を撤回する場合もある。

性的虐待が子どもに与える主要なダメージのひとつに「自分が何をどう感じ、どう行動すれば正しいことなのか、わからなくなる」ことにある。虐待者はしばしば子どもの口止めに「もしも本当のことを言ったら、二度とお家に帰れなくなる」と言って脅している。一時保護は実は虐待者の脅しとは異なる「虐待からの離脱」のためのプロセスでありながら、子どもにとってはまさに虐待者の呪いの実現、「言うな」の秘密を守らなかった自分に下った罰のように見える。「自分のしたことは間違っていたのか」「自分はこうして家族からも友達からも、自分が生き、育ったすべてのことから見捨てられ、忘れられ、「もう居ない者」にされてしまったのか」という思いが子どもを襲う。もう一方では徐々に醜悪化した虐待者との秘密の関係、うわべだけが取り繕われることの違和感から徐々に失われる日常生活の現実感・安住の感覚、人知れず抱える罪障感と苦痛、秘密が暴露した時の人々の疑惑と非難の眼差しへの怯え、共犯関係化させられたことへの怒りと憎しみ、将来への展望の喪失など、性的虐待が引き起こす孤立と無力化の世界から逃れ出たい願いが、これで本当になんかえられるのかという思いがある。

こうした状況で、「果たして自分のしたことは、自分を守るためにした正当なことなのか」「自分は間違っていない、という確信が持てるためにはどうしたらいいのか」というのが、多くの性的虐待を受けた子どもの保護直後に繰り返し起こる内面の課題である。^{*}

^{*} こうした子どもへのサポートのために、子どもが最初に告白した学校の教員や子どもが頼りにしている人物と子どもを面会させることも検討される。ただしこの際、被害事実の調査に関する教唆や誘導があったと批判される危険性や、保護者・親族等関係者で子どもとの接触を禁じられている人たちが、自分たちが子どもに会えないのに、なぜお前は子どもと接触できたのか等、詰め寄ったり責めたりする危険性もあり、慎重な検討と設定が必要である。

1) 初頭緊張と過剰適応への配慮と見守り

多くの性的虐待の被害児が一時保護された当初は比較的表面的には落ち着いてみえることがある。それは子どもたちがとても緊張して新しい環境で「何も無いように振舞うレパトリー」を使って必死で適応しているからであることが多い。中にはそのレパトリーだけで押し渡っていける程にタフな子どももいないわけではないが、それには別な理由、高度な適応力によって社会的な評価を受けるという鎧が構築されている場合に限られる。

数時間～数日で子どもたちは過剰適応に疲れてくる。そして先述のジレンマが徐々に日常の適応行動を浸蝕するほどに力を持ち始める。多くの子どもが夕刻～夜間の生活時間を特に苦手に感じている。また個人的な時間をどう過ごすか、周囲の人間への対人反応をどのように維持するか疲れてくる。

毎日、発覚を恐れ、心配しなければならない秘密が無いこと、嫌なことを嫌といえず、屈辱的な関係を迫られる心配がないこと、人知れずこそこそと隠し事を抱えながら罪人のような思いで生きなくてよいこと、が突然目の前に現れたとしても、子どもはそうした変化を「暗がりの眼差しから徐々に目が慣らされていくように」しか新しい境遇に適応できない。

一時保護所には様々な境遇を生きてきた子どもたちが出入りしている。中にはこうした被虐待児の影を嗅ぎ取って反応する子どももある。時にそれは新たなトラブルの原因ともなり得るが、慰めや支えとなることもある。また性的な色彩を帯びた過度の親密性や受動的反応性を見破って性的攻撃を仕掛けようとする子どももある。こうした子どもは相手の子どもの反応性を確かめる「探り」を仕掛ける。

職員はこうした様々な子どもの世界を見分けて、何か「気になること」があったらすぐに知らせるようにさりげなく子どもに声をかけておくことが必要である。また被害児が女性の場合、しばしば年長の入所女児の中にはそうした子どもの微妙な性的な動きに敏感な子どもが必ずいる。生活援助職員はそうした子どもとのコミュニケーションも含めて子どもの動向を把握することが集団生活では重要である。

子どもの中にはやや躁的に環境に反応し、秘密を持ち切れず、また性非行の子どもたちの来歴に触発されたりして自身の性暴力被害を周囲の子どもたちに話し始めることがある。「もう守らなくてよい秘密」あるいは「秘密を打ち明けることで孤独感の苦痛を逃れたい」ということもあるが、多くは「適応の疲れ」が背景にある。鬱積し始めている感情を吐き出すことも必要であるが、プライバシーの枠を守り、特定の相手との関係に絞って「自分の事情についての話」をするようにコミュニケーションチャンネルをコントロールすることを教える必要がある。また性的虐待被害とは別な来歴としての子どもの社会性や対人反応上の課題が露呈してくることが重なっている場合もある。

生活援助職員は、子どもの「適応の疲れ」と「気になることの出現」をさりげなく見守っていることが重要である。子どもに対しては「事情を知っている大人」が誰々であるのか、何か話したいことがあったら今日は誰にサインを送ればよいのか、声をかけて、わかりやすくしておく事も重要である。

2) 定期的・定点的な担当者の面会によるサポート

理想的には児童相談所の対応チームメンバーとして、子どもサポート選任の担当職員が配置されることが望ましい。職員は児童心理司でも児童福祉司でも場合によっては一時保護所の職員でもよい。虐待者の性を避け、確実な予定管理によって子どもに予想できる生活リズムとしての面会・面接を設定することが重要となる子どももいる。「自分のしたことは正しい、間違っていない」「自分の感じていることは間違っていない」という確認や、一時保護所の生活と自分の状態を定期的にモニターしてくれる人間関係の存在が重要である。

自分が離れてきた外の世界がどう動いているのか、家族は何と言っているのか、これから自分はどうなっていくのかといったことは、主たる担当者が面会して伝えることが重要である。子どもの安全確保のため

に何が必要かといったことも、これからの生活の見通しも、子どもが考えられる自分の希望も、こうした面会の場で話し合われていくことになる。こうした面会では必ず、次はいつごろ来るか という予定告知をしておくこと。

3) 行動観察と援助ニーズの見極め

性的虐待による心的外傷性の問題や慢性的なストレスの影響は、単に解離だけでなく様々な対人行動の性化現象(traumatic sexualization により対人表現、対人関係のあらゆる局面が性的色彩を帯びる)、PTSD 症状等を引き起こす。過覚醒による ADHD 様症状や興奮性の高さ、自傷行為、夜間の入眠困難や睡眠障害を引き起こすことも知られている。一時保護所での生活において、これらの問題・症状の出現やその頻度が慎重に観察され、援助ニーズが見極められていくことが、その後の生活場面での援助の判断にとって極めて重要な観察情報となる。

4) 子どもが自分の安全・安心を感知したかどうかを確かめる

子どもの一時保護は、特に初期には再度虐待を受けることのない生活、虐待者からのアプローチに怯えなくてよい生活の確保という意味が大きい。この感覚の確認が重要なのは、その感知が虐待被害事実の聴取確認のタイミングや今後の生活設計を検討するタイミングと重要な関係にあるとみられるからである。子どもは虐待者の影響がまだ自分に及ぶ可能性、すなわち再び家に連れ戻される可能性を感じている間は、二通りの反応をする。必死に逃れたいための努力、自分は悪くないという反応と、直後に襲われる無力感と罰の怖れである。これはしばしば解離反応を伴う。

虐待環境から脱出した直後に、必死で洗いざらいぶちまけて、すべてを露わにしたいという反応をする子どもがいくらか存在する。これらの子どもはその勢いのあるときに被害確認面接をすることが最短時間で可能である。しかし、臨床的にはそうした反応は必ず反動を生む危険性があることをよく認識しておく必要がある。反動は強い抑うつ的な状態や防衛の枠を失った虚脱、解離反応の頻発などである。また後に撤回が生じることもある。

より多くの順当な反応は、一定時間、新しい環境での適応にエネルギーをを使いつつ、周囲の状況を見回して、本当に状況の変化を感じ取った時に、今までの生活を抜け出して変わろうと実感することである。このタイミングが、安全・安心の感知にあるとみられる。これは概ね一時保護から 2 日～14 日程度の間に生じるが、虐待者のマインド・コントロールの強さ、子どもの異議申し立てをサポートする大人の存在、子ども自身がサポートされていると感じる出来事やその程度によって若干異なる。この時点までは被害確認情報の客観性保持のため、被害経験の内容に関する話は本人から出る以外、最低限度にする注意が必要である。本人が自身の安全を感じた時点で被害確認調査を行うと、それまでには出てこなかった事実の告白がみられることが多く、またその結果の情緒的混乱や撤回は少ない。*)

*) 被害確認面接のタイミングは、情報の混濁、周囲からの話かけに等よる情報汚染の危険性を考えると早い方が望ましいとされる。ただし、子どもが自身の安全を信用できていない状況では真実を話すことは難しい。子どもが児童相談所の保護を信用できず、虐待者や家族が自分を連れ帰りに来るのではないかと感じている間、子どもは何をどこまで言うか迷ってしまう。もちろん、自身の被害体験を黙っていることができず、誰彼なしに話してしまうような場合や、早く被害の事実を確認してほしいと感じている場合には、できるだけ早期に被害確認が実施されることが望ましい。この点、CPS が保護にきた時点で、それは性的虐待の疑いによる保護であることや、自分が被害事実を話せば加害者が排除され、自分は最短時間で安全に家族の元に帰れる可能性があることを、多くの子どもがあらかじめ理解している欧米と日本では事情が違っている。

[2] 子どもの性的被害確認に伴う援助

子どもの性的虐待被害についての確認作業は、周辺関係者への調査、子どもへの一般的な面接調査と共に法的な立証性の観点からの性的被害確認面接(欧米の forensic interviewing にあたり)と、医学診察がある。性的被害確認面接と医学診察はいずれも子どものトラウマ性の問題に直接触れる調査であり、一時保護所の生活場面における観察とサポートが重要である。

1) 性的虐待の被害確認面接設定へのサポート

性的被害確認面接は一般的な治療面接や臨床的なアセスメントの為の面接と異なり、侵襲性の高い場面設定を伴う調査面接である。面接の詳細は別の項に譲るが、性的虐待の被害に遭った子どもに対して過酷な調査面接をなぜ設定しなければならないかについては、子どもの援助にかかわるすべてのスタッフがよく理解しておくべきことである。

性的虐待の被害確認面接は以下の理由で必要である

【性的虐待の被害確認面接実施の理由】

① 潜在的に進行する子どもの性暴力被害を阻止し安全を守る。

多くの性的虐待において性的虐待は客観的証拠を確認できない。またしばしば虐待加害者は虐待行為を否認する。たとえ加害行為をいったん認めたとしても、またいつでも加害者は撤回できる。児童相談所は親権に抗して子どもの分離保護による子どもの身柄の安全確保を図り、より長期になれば施設入所による援助を検討しなければならないことがあるが、それらの児童相談所の判断の正当性を確保するためには子どもに被害事実があったと主張する根拠を示さなければならない。この根拠の重要な部分が子どもからの被害事実の聴取となる。この聴取は法的に公平・客観的で、暗示や誘導や教唆、報酬によらない面接による証言でなければならない。

② 子どもへの援助を開始する情報・資料となる

性的被害は目に見えない、あるいはそうであると理解していない限り因果関係が判別できないような様々な問題症状、影響を子どもの心身、発達、人生において生じさせる。これらの問題への適切な援助を開始させるには、子どもの被害内容の正確な理解が出发点となる。

③ 他の子どもへの被害拡大を阻止する

性的虐待者はその生涯において多数の被害者を生むとされている。少なくとも一人の被害者を発生させた家庭は、その他に同様の立場の子どもがいた場合、第二、第三の被害者を生む危険性が極めて高い。一人の子どもの被害を確認することで、他のきょうだいの被害を未然に防ぐことが可能となる。

子どもの中には被害確認面接の設定を予告されて動揺を示す子どもがいる。強い外傷的な出来事を思い出すことの苦痛や不快、あるいはそれにまつわる PTSD 的な症状の深刻化が起こることもある。

面接直後は特に子どもの状態が不安定で荒れている危険性が高くなる。一時保護所の職員は子どもの不穏状態が悪化していないか、見守りが必要である。

2) 身体医学診察設定へのサポート

性的虐待被害の診断に関する身体医学診察は主として性暴力被害についての診察ができる子どもと同性、あるいは加害者の性を避けた、産婦人科か法医学の医師が担当するべきである。この診察は理想的には性的虐待についての被害確認面接と組み合わせて実施される。この診察の専門性を持つ医師がいない場合には、この領域では、妊娠と性病感染の有無とその対応処置、身体的虐待の有無とその対応処置のみが医師の担当する領域となる。

性的虐待についての身体医学診察は多くの子どもにとって未知の経験であり、強い不安を伴う。診察は通常、子どもの担当児童福祉司から説明する。「あなたの体の健康のために診てもらいましょう」と説明し、当日はどこまで行くか、誰と一緒に付き添うかを併せて説明する。

子どもの不安の中心は自分の体がもう正常でないことへの恐れである。性的虐待は多くの場合、子どものボディ・イメージを傷つけている。自分の体がもう正常でないと感じている子どもは多い。性や自分の体に関する知識の課題もこれに伴う課題である。また診察設定は被害確認面接で賦活されるトラウマ性の記憶と重なって子どもに強いトラウマ性のストレスを与える危険性が高い。

診察前夜は一時保護所の職員が本人の状態確認をすることが望ましい。何か不安があれば話を聴き、サポートすると共に、なにか話したいことが生じたら誰に声をかければよいか明確にしておく。当日は見送る人と迎える人が同じで、子どものことを気にかけて見守っていることが子どもに分かりやすく明示されるようにすることが望ましい。

診察直後の夜も本人の状態確認が重要である。PTSD 症状等性的虐待のトラウマ性の問題を持つ子どもの場合、特に経過を慎重に観察することが必要である。診察場面での本人の様子や医師から伝えられた結果の内容、今後の予定についても情報把握が必要である。子どもから何か話したいことが生じたときに誰に声をかければよいか、明確にしておくことが必要である。

最終的な結果の告知内容と本人の受け止めによって、医学診察とその結果助言は傷ついたボディ・イメージ回復の端緒となることができる。また性的侵害行為がどのようなものであったかが明らかになるに従い、性暴力被害に対応した治療的な性教育の設定が検討されなければならない。

10. 子どもの性的虐待についての被害確認面接 (forensic interview)

(参考) 被害確認面接の具体的詳細についてはトレーニング実施と共に呈示される。

[1] forensic interview をめぐる日本での課題整理と呼称について

これまで forensic interview はしばしば「司法面接」と翻訳され、呼ばれてきた。ただし法律、社会的体制・制度、文化の異なる日本においては、当面の整理が必要と考える。すなわち、forensic interview の本質は、刑事訴訟法の手続き・規則を究極の基準とする法的客観性・立証性を確保した子どもからの事実確認にある。従って forensic interview は性的虐待に限定されず、法的手続きにおける子どもからの事実確認、事情聴取の基本面接手法となる。英米及びその体制に準じた性暴力対応の法制度を持つ国々では、福祉と刑事司法が子どもからの事情聴取を forensic interview の統一的共通実施で行い、同時に医学診察による評価も共通で実施する。福祉と警察・検察は共にそれらを各領域の法的手続きにおける根拠証拠とする。しかし、これは現下の日本の法体系・体制では成立していない体制・手法である。

日本における forensic interview をめぐる課題は以下の要点にまとめられる。

- 1) 福祉と刑事司法の作業手法の確立とその作業の共有化のための条件整備
- 2) 医学診察・評価の法的専門性の確立
- 3) 児童福祉法、刑事訴訟法における判断基準の明確化
- 4) 福祉、医療、刑事司法が手続き、情報を共有できる機関・制度の創出

このうち、当面の重要な検討課題として、日本における forensic interview に結び付く面接調査とその呼称の整理がある。これについては本ガイドラインの冒頭でもその概要を示しているので参照されたい。

本研究班としては当分の間の整理として、以下の分類と呼称を提案する。

児童福祉分野

① 被害調査面接

通告に代表される性暴力被害の疑いについて児童相談所が最初実施する調査面接で、一時保護の要否判断を行うための初期調査に属する。法的な立証可能性のための面接技術は forensic interview の基本ルールに従って構成されるが、調査内容は子どもの安全確認と保護の要否判断のための情報確認に限られる。もしも、それ以上の情報が子どもから自発的に述べられた場合には、時間と場面条件が許すなら、法的な客観性を確保した面接技法で子どもが自発的に話すという条件で聴き取りを行う。面接は通常、通告による緊急出動によって行われる。面接担当者は、加害を疑われる者の性別を避けた相談チームスタッフの内の 1 名が行い、もう 1 名が立ち会い記録者となる。

② 被害確認面接(法的事実確認面接)

子どもの安全を確保した上で、子どもの身に起こった被害事実について、直接子ども本人から詳細に聴取する面接。面接の目的は、法的には親権に対して子どもに必要な安全確保のための要件、分離保護の必要性等の根拠となる被害の疑い内容を確認することである。面接は法的な客観性を確保するための forensic interview の基本ルールに基づいて行う基本的に 1 回きりの面接。面接者は子どもに初対面で、この面接のみを担当して以後子どもの援助には関わらない。また面接者は加害者の性別を避ける。子どもの初対面の人物 1 名で行う。記録の客観性確保のため、ビデオ記録が撮れない場合には最低限テープ録音される。ワンウェイ・ミラー越しや映像転送によるチームバックアップ

体制をとらない場合には、被害調査面接と同様、2名体制(1名が面接者、1名が記録立会者)で実施する。面接記録は直ちに文書化され、法的な手続きにおいては根拠資料として提供される。

刑事・司法分野

③ 司法面接 (forensic interview) あるいは司法的被害聴取面接 (forensic interview)

警察・検察が子どもの犯罪被害全般において、被害事実について直接子どもに行う事情聴取面接は、2009年12月の時点では特に区分した手法としては認知されていない。従ってこれは児童福祉分野からの区分として本ガイドラインが独自に提案するものである。

刑事捜査上の犯罪被害の確認、加害者・加害行為の特定、事件立件のために警察・検察が主導して行われる刑事捜査上の子どもの性暴力被害を確認する事情聴取面接を司法面接、あるいは司法的被害聴取面接ととりあえず呼んでおきたい。事件の起訴については検察が決定するので、全事例が起訴に結びつくわけではないが、調査内容は、児童福祉における子どもの被害の確認にとどまらず、刑事捜査における加害容疑者の特定、犯罪事実・罪状の成立要件の確認、加害容疑者の追及・尋問における供述内容との照合・裏付け、具体的な加害事実についての現場検証や実況見分の裏付けとしてそれらの要件に足りる情報の確認・特定を目指す。

刑事訴訟法における「疑わしきは罰せず」の原則において、加害者による加害行為を立件し、処罰を求める作業のために行われる調査として、現在の刑事法下では1回だけの事情聴取では済まないとみられる。全体として親権に対する対応根拠として被害の確認を行なう児童福祉上の被害確認面接と、刑事捜査上の司法面接は forensic interview に基づく手法・原則としては共通性を持つが、刑事司法上の対応根拠を求めるための調査は福祉領域にくらべてしばしば、より詳細な事実確認を要するだろう。

医療分野(刑事 福祉両方に関係)

④ 医療診察における問診

性暴力被害に限らず、刑事捜査上、あるいは事件立件のための医学診察は、法医学教室や監察医による司法鑑定、産科・婦人科医師による強姦被害者支援としての診察があるが、子どもの性暴力被害についての法的な立証性を担保した医学診察手法は日本では未確立である。欧米では主に小児科医師が身体的虐待から性的虐待までの身体診察を担当し、その専門性が確立しているが、日本では確立していないばかりか、法的な対応については刑事司法における対応でない限り、関わりを忌避する傾向すら一部に認められる。ただし、現在、児童福祉、刑事司法両分野において、子どもの性暴力被害に関する法的な立証可能性を前提要件とした医学診察手法の確立は急務である。この診察における子どもへの問診は、基本的に forensic interview の原則を踏まえたものでなければならない。

⑤ forensic interview

欧米の対応システムにおける forensic interview そのものを指す場合、および将来にそれと同質の面接の体制が組まれた場合には、その総称は forensic interview であるべきだろう。さらに細分化するならば、その過程について、被害確認から司法的被害聴取までの区分が生じる場合もあると確認しておくことも必要かもしれない。

当面の見通しとしては、児童福祉分野における児童虐待対応を軸とした被害調査と被害確認作業、刑事・司法分野における犯罪捜査の手法としての司法面接か司法的被害確認面接、医療分野における被害診察に伴う問診としての面接の3領域、3種の面接手法の専門性と基盤整備が各分野における課題である。それぞれには、単なる孤立した面接技術の確立だけではなく、基本的視点や対応手順、今後の制度整備における協働体制や法制度そのものの改正までを視野に入れた検討が必要である。またその対応領域も単純ではない。

もう少し先の段階では、各分野の専門性、制度整備が進めば、それらの統合としての制度整備、欧米式の forensic interview の検討も視野に入るかもしれないが、そこまでの道のりには様々なハードルがあると共にその方向性が日本における対応として適合するかどうかとも検討が必要である。

[2] なぜ被害確認面接をしなければならないか

ここで改めて被害確認面接を実施する理由について述べておく。被害確認面接は欧米での forensic interview にあたる、法的な立証性を基準とした子どものからの事情聴取面接である。forensic interview は 1980 年代に英米で起こったいくつかの性的虐待事件で、当初、申し立てられた子どもの被害申告が、その後の裁判でほとんどその法的な立証可能性を否定され、問題は未解決となり、訴えられた大半の加害者が証拠不十分による無罪(冤罪なのか追及を逃れたのか明らかにならないまま)となった事件が相次いだことへの反省から生まれた。

性的虐待・性暴力被害は本人に与えるダメージが重く、深刻なトラウマを生じやすい事態である。一般的に臨床的対人援助は、本人に深刻なダメージを与えない、少なくとも何らかの関与・介入によって不必要に問題・症状を悪化させることを避けるという倫理的価値観を堅持している。この価値観からすれば、① 本人の治療による耐性の強化を前提としないで、重篤なトラウマを活性化させる危険性のある問題にいきなり質問を向けることは、臨床的倫理観に照らしてルール違反を犯しているのではないかという疑問が提起されるのは当然である。さらに言えば、② 例え必要性があるとしても、本人の心身の安全性を大きく損なうかもしれないような危険な介入・侵入には手を染めたくないという臨床家としてのためらい、怖れ、嫌悪、忌避感がある。さらには、③ 本人が被害者である性的な出来事を詳細に聞き出すことへの情緒的、文化的な抵抗感もまた自然に生ずる事柄である。

これらのことから、以下の疑問に代表されるような問いが生じる。

「本人が望まないような、また耐えることが困難かもしれないような苦痛な経験や事実について、あえていきなり質問してそれを言わせるような面接を、なぜしなければならないのか」

この問いには上記の要件のすべての要素が込められている。

まず、① の疑問については本書 10. の [2] の【性的虐待の被害確認面接実施の理由】(p.45) で述べたとおり、「潜在し隠蔽されている子どもの被害の進行を食い止める」、「子どもの受けたダメージを特定してその治療的援助を開始する」、「他の子どものさらなる被害発生を阻止する」、という3つの理由から、子どもの身に起こっている被害から法的な正当性をもって子どもを守るためには、あえて侵害的な危険を冒しても法的な手続きの根拠となる証拠を聴取する必要があるというのが答えである。加害者は客観的な証拠の乏しい出来事について容易にそれを否認し得るし、加害者・被害者との複雑な利害や従属関係、あるいは感情的

葛藤を持つ親族・関係者も子どもの申立てを真に公平に評価することは難しく、しばしば否定的・過小評価的に見てしまうことが多い。またたとえ、子どもの申立てを信じてやりたく感じても、当人にはその確認も確信もそれを立証することもできない。子ども自身もこうした状況に置かれながら自分の孤独な主張をあくまでも維持し続け、持ちこたえられるかは疑問である。こうした諸般の状況からして、子どもがいったん自らの被害事実を申し立てた時点で、法的・客観的にもっとも立証性のある状態で、子どもの証言を確保しておくことが極めて重要であることが明らかになる。またわが国ではまだ法制度が対応していないが、英米では子どもの証言が確認された時点で、加害容疑者は拘束されるか、子どもの生活圏から排除される。これによって先の実理由のひとつ目、「潜在し隠蔽されている子どもの被害の進行を食い止める」ことが確保されるのである。当然その次には司法捜査、訴追にも子どもの証言が証拠として提出される制度化がなされている。こうしてみると明らかのように、この対応はいわゆる治療的・臨床的援助に属するのではなく、そうした治療的・臨床的援助を可能とする介入を確保するための法的手続きに属する事実確認調査である。forensic interview は本質的に臨床的援助技法の範疇には収まりきらない性質をもっている。

② の疑問(あるいは抵抗)については、英米では forensic interview を行う者は臨床的責任を免除されるという要件が提示されている。臨床的判断は forensic interview を見守り、サポートするチームが担うことになるが、チームには検察、警察のスタッフも属しており、その活動目的には司法捜査も含まれる。臨床的にみると、性的虐待のダメージが引き起こす深刻な問題・症状への臨床的対応もこの点での検討に値するだろう。適切な治療提供は①の理由の一つでもあるが、例えば子どもは深刻な性的被害を受けていたのに最初の告白では「ちょっと触れただけ」と話していることは多い。そのまま「ちょっと触れただけなのだ」と援助者が理解してしまったら、子どもは容易にそれを訂正できず、しかも深刻な被害によって生じた症状を誰にも理解してもらえないまま抱えて生きなければならない。CSAAS(性的虐待調節症候群)が目されるのも、性暴力被害者にはしばしばそうした被害の過少申告や矛盾・混乱した申告をしやすいことによる。あるいは、敏感な臨床家は子どもの様々な兆候から、事態は子どもが話しているよりも、もっと深刻ではないかと推測することも当然あり得る。しかし、臨床家が治療的援助において、そのことを追及・確認することはあえてしないだろう。しかし問題・症状は深刻化し、周囲の認識は子どもの深刻さについて行けないまま後手後手の対応になってしまう危険性がある。

もしも面接の必要性は認めるが、自分がその役割を担うことはご免こうむりたいと望む気持ちが本音なら、その人はその抵抗感を処理することなしに面接者にはならない方が望ましい。しかし、自分が面接者になることを避けるからといって、面接実施に反対することの正当性は無いことも自覚していなければならない。また面接を司法関係者だけが担うべきであるという主張も現実的なバランスとしては必ずしも正しいとは言えない。

③ の疑問は最も本質的な部分に属する。性にまつわる領域、それも犯罪的な領域、特に近親姦はこれまでの文化の一般的枠組みの中ではタブーとされ、封印されてきた秘密の領域である。性による境界侵犯は文化としての共同体の安全と信頼、権威とモラルを破壊する。しかし、この隠蔽こそが、沈黙の壁となって性的虐待被害者を孤立させる壁として機能してきたのである。性暴力加害者はあたかも皆が顔をそむけ、まともに見ようとしないう秘密の通路を利用して犠牲者に近づくのである。性に対する抵抗感、ためらいは共同体の一員として生まれ育ってきた我々のすべてに必然的に埋め込まれ機能している。そのことを自覚し、意識的に扱えなければ、性暴力被害と沈黙の壁に取り込まれた子どもを、彼らの陥った孤独から救い出すことはできない。

これらが先の素朴かつ自然な疑問への答えである。被害確認面接は法的な立証を目指し、非臨床的な子どもにとっての侵害性をもった事情聴取面接である。我々はしかし、子どもの被害を食い止めるための法